

令和5年度西原・与那原マリパーク指定管理者公募に係る質疑応答

番号	項目	質問	回答
1	現在設置されているwifiについて	現地のau wifiは継続して利用できるのか。	現指定管理者が設置しているため、継続利用はできません。
2	自主事業について	県が認める自主事業の判断基準、ポイントを教えて欲しい。	自主事業については、申請の都度、募集要項3Pの5の基準に基づき判断することになります。
3	自主事業について	既存事業と自主事業の具体的な線引きラインはどこになるのか。 例：売店やBBQのメニュー追加や、マリアクティビティの新しいレジャー及びレンタルする機材の追加また料金変更は既存事業なのか、新規自主事業となるのか。	利用料金制となるシャワー、多目的広場、軽スポーツ広場、パークゴルフ場、照明設備以外は基本的に自主事業となります。なお、自主事業については、申請の都度、募集要項3Pの5の基準に基づき判断することになります。
4	自主事業について	2028年MICE開業時にオープンを合わせた公園、ビーチへの大型自主事業に関しての提案はしても良いのか。	MICE推進課事業については開業時期が未定となっておりますが、自主事業については、申請の都度、募集要項3Pの5の基準に基づき判断することになります。 なお、募集要項2Pの2(3)にMICE事業との関連事項を記載しているので、ご参照ください。
5	提出書類について	第6-1号様式 事業計画書(収支計画書)【自主事業】は自主事業ごとにシートを分けて提出すべきなのか、一つのシートにまとめて記載でもよいのでしょうか。	一つのシートにまとめて記載願います(必要に応じて、事業毎の内訳書を添付してください。)
6	収支について	R2年以前の事業収支につきまして、新型コロナウイルス発生前の資料を開示して欲しい。	別添2のとおりです。(モニタリング資料の抜粋)
7	収支について	R3年新型コロナ対策の費用につきまして県からの収入として3969万円計上されているが、具体的にどのような項目を行ったのか開示して欲しい。	令和3年度は指定管理者へ3,389万円が支出されております。支給対象は特定の項目ではなく、指定管理料として運営費全般となっております。
8	施設改修について	説明会時に人工ビーチの砂が年々減っていき、7割ほどになっていると聞いているが、県として補修・砂入れ等の改修予定はあるか。	ビーチの砂の状況については、現在のところ運営に支障はありませんが、状況については今後詳細を確認することとします。 改修については、指定管理者と県とで協議して、優先順位をつけてその都度実施することとしています。
9	施設改修について	サービス棟・東屋、その他の建物などの塗装・手すり部分の錆や汚れなど目立っているが、県で補修・改修の予定はあるか？また、自主的に塗装や、意匠の変更などを行うことは可能か。	改修については、指定管理者と県とで協議して、優先順位をつけてその都度実施することとしています。 また、自主的な改修については可能ですが、事前に県への協議が必要となります。

令和5年度西原・与那原マリパーク指定管理者公募に係る質疑応答

番号	項目	質問	回答
10	料金について	説明会時に駐車場部分の有料化を協議したが不許可になった経緯を聞いたが、一部だけでも有料化、またはパーキング運営会社と提携して有料化を図ることは可能か。	駐車場利用料金を設定することは可能です。その場合、利用料金の改定になりますので、事前に県への協議が必要となります。
11	自主事業について	自動販売機、自主事業での占有部分の賃料の金額を開示して欲しい。	自主事業の詳細については、提案内容に関わるためお答えしかねますが、令和5年度の自動販売機の使用料は29.89㎡で年間93,276円となります。
12	自主事業について	移動式のトレーラーハウスや、テント工作物で簡易に作るグラмпینگ施設の設置は可能か。	ご質問の内容は、自主事業になります。自主事業については、申請の都度、募集要項3Pの5の基準に基づき判断することになります。
13	保険について	建物の所有区分で県所有の建物・資産に関しては損害保険は指定管理者の保険付保負担はあるか。また、ある場合はその保険金額・保険料を教えて欲しい。	県が加入する保険は管理棟の建物共済保険となります。募集要項6Pの(7)のとおり、指定管理者は賠償責任保険に加入していただくこととなります。賠償責任保険の内容については、参考資料5Pの(3)を参照ください。